

第 4 8 号議案

亀岡市手数料徴収条例の一部を 改正する条例の制定について

亀岡市手数料徴収条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 6 号）の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 1 9 日提出

亀 岡 市 長 桂 川 孝 裕

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例

亀岡市手数料徴収条例（平成 1 2 年亀岡市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 5 号中「証明及び閲覧手数料」を「証明手数料」に、「1 件（回）につき 3 0 0 円」を「1 件につき 4 0 0 円」に改め、同号ただし書を削り、同項第 2 6 号を次のように改める。

(26) 住民基本台帳関係簿に関する閲覧手数料 1 回につき
3 0 0 円

ただし、3 0 世帯までを 1 回とし、3 0 世帯を増すごとに
3 0 0 円を加算する。

第 2 条第 1 項第 2 9 号中「3 0 0 円」を「4 0 0 円」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

亀岡市手数料徴収条例の一部を改正する条例案要綱

- 1 証明書コンビニ交付サービスで取得可能な証明書の発行について、窓口での交付手数料を300円から400円に増額改定し、多機能端末を用いて発行する際の交付手数料との差別化を図ること。
- 2 この条例は、令和7年10月1日から施行すること。